

様式第2

特定工場新設（変更）届出書（指定地区用）

年 月 日

殿

届出人 東京都千代田区丸の内 一丁目〇〇番〇〇号
株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
代理人 茨城県神栖市東和田〇〇〇番地
株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇 鹿島工場
工場長 〇〇 〇〇
(担当者) 鹿島工場 総務課 〇〇 〇〇
電話 0299 (〇〇) 〇〇〇〇

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所		茨城県神栖市東和田〇〇〇番地	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		2621 建設機械・鉱山機械製造業 (油圧ショベル・建設用クレーン)	
3	特定工場の敷地面積	15,000㎡	9	特定工場における大気に係る汚染物質の最大排出予定量
4	特定工場の建築面積	4,800㎡		
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	10	特定工場における水質に係る汚染物質の最大排出予定量
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	11	燃料及び原材料の使用に関する計画
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	12	公害防止施設の設置その他の措置
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	13	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日
※	整理番号		※	備考
※	受理年月日			
※	審査結果			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から13欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から13欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄から12欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び13欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄から12欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。ただし、当該変更が指定地区の指定の際当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場に係る変更で指定地区の指定の日以後最初に行われるものである場合は、2欄から6欄まで及び8欄から12欄までのうちの変更のある欄について変更前及び変更後の内容を対照させて記載するとともに、9欄から12欄までのうち変更のある欄以外のすべての欄に記載すること。
 - 13欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定工場の新設又は変更等をする場合の届出書
(届出が受理された日から90日を経過した後でなければ当該特定工場の新設又は変更をすることができません。)
※ 30日前までの短縮を認める。⇒「様式C 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（指定地区用）」を使用

代理人による届出の場合には、委任状を添付し、届出者と代理人を併記する。
(本人届出の場合には代理人欄は不要。)

担当者欄には、この届出の内容についての質疑応答のできる担当者の連絡先を記載。

日本標準産業分類の4桁分類及びその名称を記載し、主要製品名を記載。

○ 敷地面積には、自己所有地のほか、借地を含む当該工場の利用に供する全面積を記載。ただし、飛び地、社宅・寮の用地、他者への貸与用地は含まない。
○ 建築面積には、工場敷地内の工場、事務所、倉庫等の全ての建築面積を記載。
(水平投影面積を記載)

○ 埋め立てや造成工事を行う場合には、「造成工事等」に造成工事等の開始予定日を記載。(該当がない場合には空欄で可)
○ 生産施設や緑地等の開始予定日は、「施設の設置工事」に記載。
※ これらの予定日は、届出受理日の翌日から起算して90日（期間短縮申請は30日）を経過した日以降でなければならない。

※欄は、記載不要。

特定工場の ~~新設~~ (変更) の趣旨説明書

1. 会社概要

(フリガナ)
 会社名 **株式会社 ○○○○** 資本金 **○○億円**
 住所 **東京都千代田区丸の内一丁目○○番○○号**
 郵便番号 **100-0005**
 設備投資予定額 (百万円) **530 百万円**
 (内用地費) (百万円) **百万円**

2. ~~新設~~ (変更) の内容 (各施設の単位を標準にして該当するものに○印を付けて下さい。)

生産施設	新設 増設 (築) 改築 (全部、一部) 撤去 (全部、一部)
緑地	新設 増設 配置替え 撤去 (全部、一部)
緑地以外の環境施設	新設 増設 配置替え 撤去 (全部、一部)

○ 届出に応じ、いずれか該当する文字を○で囲む。
 新設・・・工場新設の届出時
 ただし、増設等により新たに届出対象となる工場については増設に○
 増設・・・新たに生産施設等を増設する場合や、既存の生産施設の増築等の場合。
 改築・・・生産施設の全部又は一部を面積を変更しないまま改築する場合など

3. ~~新設~~ (変更) の趣旨説明

1. 敷地面積
生産施設の増設に伴う敷地拡張 (+2,000 m²)
2. 生産施設
油圧ショベルの生産ラインを増設する。 (+300 m²)
3. 緑地
敷地拡張に併せて緑地を増設 (+300 m²)
4. 環境施設
—
5. 製品名
油圧ショベル、建設用クレーン

届出の理由を記載する。
 生産施設、緑地、環境施設、製品名及び敷地面積の5つの項目について、具体的な届出内容等を簡潔に記載する

- 備考
1. 趣旨説明については、届出理由及び生産施設、緑地、環境施設、製品名、敷地面積の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 2. 標題のうち「新設 (変更) については届出に応じいずれか該当する文字を○で囲むこと。
 3. 工場案内等の会社概況説明書があれば添付して下さい。

特定工場新設(変更)届出調書

(指定地区用)

整理番号		受理年月日		調書作成者		緑地の種類		面積		樹木の本数	
						樹木		m ²		(高木) 本	
						芝生その他の地被植物		m ²		(低木) 本	
(届出者)						緑地以外の環境施設の種類の					
名称		株式会社 ○○○○○○ 代表取締役 ○○○○				埋立開始		生産施設		緑地、環境施設	
所在地		東京都千代田区丸の内 一丁目○○番○○号				用地取得		建設着手		造園等着手	
担当者		鹿島工場 総務課 ○○○○ TEL 0299 (○○) ○○○○				造成開始		操業開始		完成	
(届出工場)						性別		男		女	
名称		株式会社 ○○○○ 鹿島工場				職 種		男		女	
設置場所		茨城県神栖市東和田○○○番地				職 員 (管理者、事務従事者)		15人		10人	
業 種		○○○○ 製造業 細分類番号 ○○○○ 生産施設の準則値 ○○ %				工 員 (生産従事者)		30人		23人	
名 称		生 産 能 力		生 産 数 量		使用総数 (t/日)		上水道		100 (t/日)	
○○○○		300,000t/年		300,000t/年		取水源に対する影響:		工業用水道		15,000 (t/日)	
								河川表流水		(t/日)	
								井戸水		(t/日)	
								その他		40 (t/日)	
								その他の内訳		回収水 30 純水10 (t/日)	
①工場内面積		敷地 ()内は今回申請分		15,000 m ² (+2,000 m ²)		団地名		鹿島臨海工業団地		電力	
		建築物 ()内は今回申請分		4,800 m ² 32.0% (+300 m ²)		団地の総面積		24,477,800 m ²		買電による電力使用量	
		生産施設 ()内は今回申請分		4,300 m ² 28.7% (+300 m ²)		緑地		810,900 m ² 3.3%		300,000 KWH/日	
		緑地 ()内は今回申請分		3,300 m ² 22.0% (+300 m ²)		緑地以外の環境施設		801,000 m ² 3.3%		自家発電による電力使用量	
		緑地以外の環境施設 ()内は今回申請分		500 m ² 3.3% ()		その他の共通施設		770,000 m ² 3.1%		KWH/日	
		工場内+団地割戻分敷地面積		16,724 m ²		工場等の敷地面積		10,720,300 m ² 84.6%		工場周辺の状況	
②団地割戻分+工場内面積		敷地 ()内は工業団地割戻分		16,724 m ² (1,724 m ²)		用途地域				公害防止対策の概要と所見	
		緑地 "		4,887 m ² 29.2% (587 m ²)		緑地面積率		%		変 更 点	
		緑地以外の環境施設 "		1,079 m ² 6.4% (579 m ²)		環境施設面積率		%		氏名・住所	
		生産施設面積 (含既存分)		4,300 m ² (25.7%)		備 考				業 種	
		工場内+団地割戻分敷地面積		16,724 m ²						敷地面積	
										建築面積	
										生産施設面積	
										緑地面積・配置	
										緑地以外面積外・配置	

日本標準産業分類に従い記入

(注) 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例 トン/日、m³/月等)
 2 市準則設定状況の欄の用途地域は、都市計画法の規定する用途地域を記載してください。(例 工業専用地域、準工業地域等)
 3 変更に係る届出については、当該変更部分のみ記載して下さい。

○ 届出に関する面積表示は小数点以下切り捨て。(以下の書類も同様)
 ○ 届出内容にスクラップ(撤去)する面積がある場合は、-(マイナス)で、ビルド(増設)する面積がある場合は、+(プラス)でそれぞれ表示。
 《例》(+1,000、-500)

神之池東部・奥野谷浜・神之池西部・波崎第一工業団地のみ記載
 ※該当がある場合には、別紙1「工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置」を作成・添付すること

別添、位置図のとおり
 ※大気、水質、騒音、振動、臭気等の負荷軽減対策等を記載。
 変更内容 該当に○
 氏名・住所
 業 種
 敷地面積 ○
 建築面積 ○
 生産施設面積 ○
 緑地面積・配置 ○
 緑地以外面積外・配置

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)	増減面積 (㎡)
第一工場	セー 1	2,500	+300
第二工場	セー 2	1,800	
生産施設の面積の合計		4,300	

○「生産施設の名称」欄
生産工程が工場建屋単位で独立している場合は、それぞれの建屋を一つの単位として取り扱う。

○「施設番号」欄
工場建屋単位及び工場建屋外の機械装置単位に「セー 1」から始まる一連番号を記載する。

○「面積」欄
原則として水平投影面積を記載する。

- 備考 1 施設番号欄には、セー 1 からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設的面積の合計を記載すること。

生産施設とは・・・(工場立地法施行規則第 2 条)

1. 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業における製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
 2. 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの
- ◎「製造工程等を形成する機械又は装置」とは・・・(工場立地法運用例規集 1-3-1-1)
原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）
○○○○ △△△△ ●●●● ▲▲▲▲	リー1 リー2 リー3 リー4	1,000㎡ 1,000㎡ 700㎡ 500㎡
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		4,200㎡
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）
■ ■ ■ ■	ジー1	100㎡
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計		100㎡
緑地面積合計		4,300㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）
□ □ □ □	カー1	500㎡
緑地以外の環境施設の面積の合計		500㎡
環境施設の面積の合計		4,800㎡

○「緑地の名称」「緑地以外の環境施設の名称」欄
記載例のように、具体的に記載する。

○「施設番号」欄
区画ごとに緑地の設置場所をリー1（緑地以外の環境施設にあっては「カー1」）から始まる一連番号で記載する。

○「面積」欄
原則としてさく、置石、へい等で区画された土地の面積を一つの単位として取扱う。

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設の番号	リー1 リー2 リー3
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	2,700㎡
配置について勘察した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係	近隣に住宅地の区域があるため、外周部に重点的に緑地を配置した。

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあっては「リー1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあっては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カー1」と読み替えるものとする。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図




配置図は、備考3に記載のとおり、色により明示するとともに、別紙1～3に記載した施設番号（セー1、リー1 など）を記載。

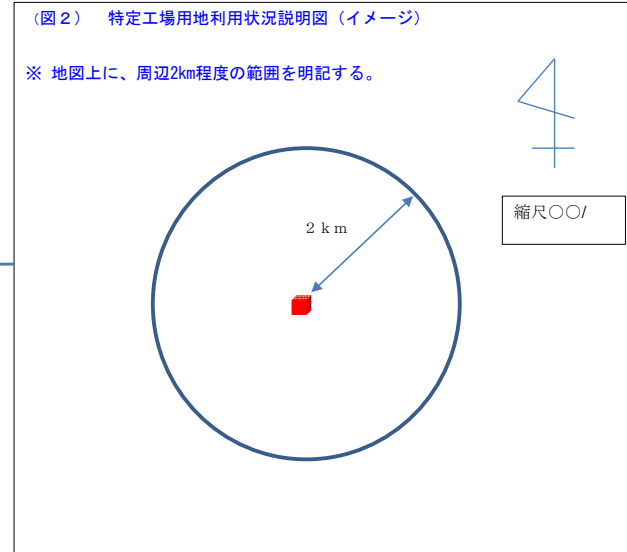
- 備考
- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。
 - 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
 - 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則様式第1又は第2の別紙1及び2に記載した施設番号を付記して下さい。

施設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	15,000㎡	うち自己所有地	15,000㎡
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図	特定工場の用に供する土地の説明		
別添「図2」のとおり 縮尺1/			



- 備考1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
 - 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
 - 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月	工 事 の 日 程									
	年 月	5年 10月	年 月	6年 9月	年 10月	7年 2月	7年 3月	7年 4月	年 月	年 月
工事の種類										
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日を記載										
生産施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
〇〇〇〇	セー〇〇									
	10/1			10/1	撤去	10/31		3/15	4/15稼働	
環境施設・緑地の設置工事										
施設の名称	施設番号									
△△△△	リー〇〇									
□□□□	カー〇〇									
9/1	2/28 新設									
9/1	2/28 新設									
その他の主要施設の設置工事										

施設の名称、施設番号は届出書別紙1～3と同様に記載

事務所、倉庫など主要施設の工事開始が、設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ、当該施設の種類と日程を記載

- 備考 1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類に明記して下さい。
4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	鹿島臨海工業団地			
工業団地の所在地	茨城県神栖市			
工業団地の面積	24,477,800 m ²			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	20,720,300 m ²			
工業団地共通施設の面積の合計	2,381,900 m ²			
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	810,900 m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	801,000 m ²	種類	
その他の共通施設面積	面積	770,000 m ²	種類	
その他の施設面積		1,375,600 m ²	種類	
工業団地等の配置に関する概略図その他の説明				

団地特例適用工業団地（神之池東部・奥野谷浜・神之池西部・波崎第一）のみ作成すること。
 臨海部の工業団地（神之池東部・奥野谷浜・神之池西部）と内陸部の工業団地（波崎第一）とでは各面積が異なる。

備考 1 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

事業概要説明書

1	生産開始の日						令和 5年 4月 15日
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名	生産能力		生産数量			
	〇〇〇〇	300,000 t/年		300,000 t/年			
3	水源別工業用水使用量 計 (単位: トン/日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
	100	15,000			10	30	
4	電力の使用量 計 (単位: KWH/日)						
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	300,000						
5	従業員数 計 (単位: 人)						
	職員	男 15 女 10	工員	男 30 女 23	計	男 45 女 33	

○ 届出に係る生産施設の稼働開始日を記載する。

○ 各製品毎に各々の業種に応じて、通常用いる単位で記載する。
(例) t/日、m³/日、台/月 等

※ 変更届出の場合は、変更後の数値等を記載する。

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例 トン/日、m³/月/等)
2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4を用いて下さい。

準 則 計 算 表

中分類業種名 〇〇-△△△△製造業

(1) 生産施設

細分類番号 〇〇〇〇

γ : 6.5 α : 1.3

$$P \leq \gamma \times S$$

〈・P : 生産施設の面積 ・γ : 生産施設の上限割合(準則 別表第1) ・S : 敷地の面積〉

$$P = 9,750 \leq 0.65 \times 15,000$$

$$P = 4,800 \leq 9,750$$

∴ 準則を満たしている。

(2) 緑地

$$G \geq 0.20 \times S$$

〈・G : 緑地の面積 ・S : 敷地の面積〉

$$G = 3,300 \geq 0.20 \times 15,000$$

$$G = 3,300 \geq 3,000$$

∴ 準則を満たしている

(3) 環境施設

$$E \geq 0.25 \times S$$

〈E : 緑地を含む環境施設の面積、S : 敷地の面積〉

$$E = 3,300 + 500 \geq 0.25 \times 15,000$$

$$E = 3,800 \geq 3,750$$

∴ 準則を満たしている

生産施設、緑地、環境施設の敷地に対する面積割合が、それぞれ所定の数値を満たしていることを算式により証明する。

- 備 考
1. 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号を記載のこと。
(4ケタ)
 2. 2以上の業種に属する特定工場等の場合には、各業種毎の生産施設の面積をγ、αの値別に整理したものを記載すること。
 3. 次ページ例にならない準則計算推移表を添付すること。
 4. 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名	(株) ○○○○ 鹿島工場				
	〒314-□□□□ 神栖市東和田○○○番地				
	TEL0299-96-○○○○ (団地名)			団地特例	有 無
担当者	○○ ○○	代表業種名 ○○○			
細分類番号					
P o i					
γ i					
α i					
昭和49年 6月28日 現在の状況	増設可能敷地面積	(計算式)			G ₀
					E ₀

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G ₁	当該E設置	E ₁	備考
		当該変更面積	変更後面積	(G ₀)	(次 回 G ₀)	(E ₀)	(次 回 E ₀)	

この様式は、変更の過程を追記していくものです。「変更届出」の都度、追記作成し提出してください。
※「新設届出」の際は、提出は不要です。

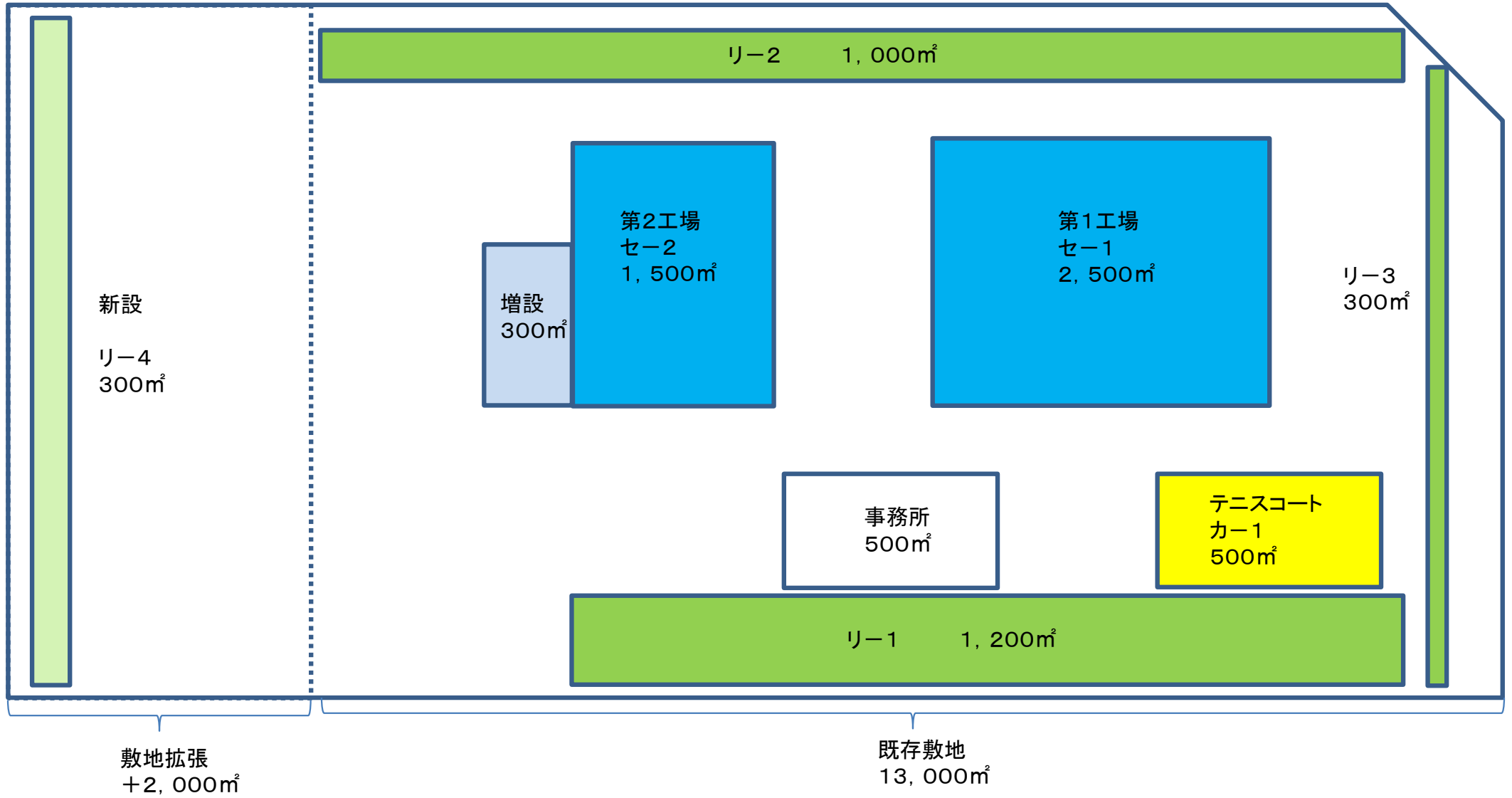
整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G ₁	当該E設置	E ₁	備考
		当該変更面積	変更後面積	(G ₀)	(次 回 G ₀)	(E ₀)	(次 回 E ₀)	
○第○号								
H17.5.19	○○○○	+4,000	4,000	+3,000	3,000	+3,500	3,500	新設届
13,000㎡								
	○○○○	+300	4,300	+300	3,300	+300	3,800	変更届
15,000㎡								

次の届出時に記入し
提出してください。

備考 G₀・・・昭和49年6月28日現在の緑地面積
 E₀・・・〃 環境施設面積（緑地面積含む）
 当該G（E）設置・・・当該変更に伴い設置される緑地（環境施設）の面積
 (G₀) {(E₀)}・・・当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積（環境施設）のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積を超える面積

G₁ (E₁)・・・当該変更後に設置されている緑地（環境施設）の面積の合計
 次回G₀ (次回E₀)・・・当該変更後に設置されている緑地（環境施設）{当該届出前に届けられた緑地（環境施設）の面積の変更に係るものを含む}の面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積の合計を越える面積
 備考・・・期間短縮等について記入

(図1) 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図(イメージ)



年 月 日

殿

届出者住所
氏名

(担当者)
電話 () () 番

特定工場新設（変更）届出の修正について

令和 年 月 日付け 第 号通知（整理番号：第 号）をもって受理されました届出に関して、下記のとおり修正したいのでよろしくお取り計らいください。

記

1 修正する理由

※修正の原因は、具体的・明確に記載すること。
例)

1 修正する理由

緑地の設置予定場所の土壤水分が多かったため
土壤改良を行ったが、植物の生育環境を考慮し配
置を一部変更した。

2 修正する事項

2 修正する事項

緑地の配置変更（リー3、リー4）

3 添付書類

- (1) 特定工場新設（変更）届出調書
- (2) 特定工場の新設（変更）の趣旨説明書
- (3) 特定工場における生産施設の面積
- (4) 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
- (5) 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
- (6) 特定工場の新設等のための工事の日程
- (7) 準則計算表

※（1）及び（2）は必ず添付すること。

※（3）～（7）については、今回の修正内容に関係するものを添付すること。